

第2章

全ての子供・若者の 健やかな成長の支援

第2部

子供・若者が成長・発達するための基礎づくりを支援するため、豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成、体力の向上、基礎学力の保障などに取り組んでいる。

さらに、このような基礎の上に様々な体験や他者との交流を積み重ねることにより、自立した個人として必要な知識、能力、社会性やリーダーシップなどを育むため、社会参加・体験活動などの能動的な活動の充実、自らとは異なる文化に接し、理解を深めるための活動、キャリア教育・職業教育の充実に取り組んでいる。

第1節 自己形成支援

1 日常生活能力の習得

(1) 基本的な生活習慣の形成

子供の心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感のある生活が基盤となる。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていくことの基礎になることも期待される。

ア 学校教育における取組（文部科学省）

学校教育では、道徳や特別活動を始め学校の教育活動全体を通じて、基本的な生活習慣の形成を図るための指導が行われている。平成20（2008）年と21（2009）年に改訂された学習指導要領²（以下「現行学習指導要領」という。）では、特に小学校低学年において、あいさつなどの基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないことに関する指導を重視するなど、道徳教育の充実を図っている。

文部科学省は、「心のノート」を全面改訂して作成した道徳教育用教材「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布した。また、教育再生実行会議の第一次提言などを踏まえ、道徳に係る教育課程の改善等について中央教育審議会に諮問し、平成26（2014）年10月21日に「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申）が取りまとめられた。答申においては、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けることなどが提言されており、文部科学省においては、答申の内容を踏まえ、平成27（2015）年3月27日に平成30（2018）年度から小学校、平成31（2019）年度から中学校において道徳を「特別の教科」に位置付けるための学習指導要領の一部改正などを行った。

第2-2-1図 「私たちの道徳」



（出典）文部科学省資料

イ 社会全体で取り組む子供の生活習慣づくり（文部科学省）

文部科学省は、早寝早起きや朝食をとるといった子供の望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活

2 文部科学省は、平成20年3月に小・中学校の、平成21年3月に高校の学習指導要領の改訂を行った。その概要は第2-2-10図を参照のこと。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

リズムを向上させるため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会や民間団体と連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している（第2-2-2図）。平成26（2014）年度には、「中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等に関する検討委員会」を開催し、平成25（2013）年度の議論を踏まえ、睡眠習慣を始めとする生活習慣が子供の心身に与える影響などに関する科学的知見の整理と、その普及啓発の在り方について検討し、中高生や保護者などを対象とした普及啓発資料及び指導者用資料を作成した。平成27（2015）年度は新たに、中高生を中心とした生活習慣マネジメントサポート事業を実施する。同事業では、睡眠チェックシートを活用した睡眠習慣改善や、地域の人材や資源などを活用した地域の課題に応じた生活習慣改善プログラムを実施し、睡眠習慣を始めとする生活習慣改善に資する具体的な支援手法やノウハウを全国的に普及する。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会の事務局として、国立青少年教育施設における運動を積極的に推進し、子供の生活リズムの向上に努めている。

ウ 青少年教育施設における取組（文部科学省）

青少年教育施設では、集団宿泊体験を通じて規律ある生活をする態度を養うため、学校や青少年団体に対して広く学習の場や機会が提供されている。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、学校や青少年団体などが全国の国立青少年教育施設を利用して行う活動に対して、必要な助言・指導などの支援を行っている。

エ 食育活動の推進（内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省）

子供に対する食育は、心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものである。近年、偏った栄養摂取といった食生活の乱れや肥満・痩身傾向が見られることから、子供が食生活に関して基本的な知識や習慣が身に付けられるよう、家庭や学校、地域における取組が重要である。

「第2次食育推進基本計画」（平成23年3月31日食育推進会議決定）では、朝食を欠食する国民の割合の減少を目標としている。生活習慣の形成途上にある小学生については、平成19（2007）年度に1.6%となっていた「小学校5年生のうちほとんど朝食を食べないと回答した者」の割合を、平成27（2015）年度までに0%とすることを目指している。

内閣府は、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育を推進するため、一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、「食育ガイド」³を作成し、啓発を図っている。

学校教育では、幼稚園教育要領や現行学習指導要領に食育の推進に係る記述が盛り込まれ、その内容の充実が図られている。文部科学省は、食に関する指導を行う栄養教諭の都道府県への配置を促進しており、平成26（2014）年4月現在、全国の公立学校で5,023名が配置されている。

厚生労働省は、妊娠中から適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習機会や情報の提供を推進している。

農林水産省は、ごはんを中心に多様な副食を組み合わせ栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を促すとともに、食や農林水産業への理解を深めるための教育ファームの実施などの食育を推進

第2-2-2図 早寝早起き朝ごはんに関する小学校低学年とその保護者向けリーフレット



（出典）早ね早おき朝ごはんコミュニティサイト（<http://hayanehayaoki.jp>）

3 <http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/guide/index.html>

している。平成26年度は生産から食卓までのフードチェーンを体系的に理解する食育を推進した。平成27年度は上記の食育活動のうち、食への関心の低い男性を対象とした調理技術の向上を目指す取組など、消費者の様々なライフスタイルの特性・ニーズに対応した取組を重点的に推進する（第2-2-3図）。

第2-2-3図 フードチェーンを通じた体験活動



内閣府の食品安全委員会は、ホームページに「キッズボックス」を設け、子供向けの食品安全に関する情報をイラストを用いて分かりやすく解説している。また、小学校5・6年生とその保護者を対象とし、食品安全委員会委員との意見交換を通して食の安全について楽しく学び、理解を深めてもらう「ジュニア食品安全委員会」を夏休み期間中に開催している。

(2) コミュニケーション能力や規範意識等の育成（警察庁，総務省，文部科学省）

近年、いじめの社会問題化や重大事件の続発など、子供の問題行動は教育上の大きな課題となっている。善悪の判断といった規範意識や倫理観の育成を図ることが、これまで以上に求められている。このため、学校・家庭・地域が十分連携を図り、子供の豊かな人間性や社会性を育む取組を進める必要がある。

学校教育では、国語や道徳、特別活動を始め学校の教育活動全体を通じて、誰に対しても思いやりの心を持つことや広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすることに関する指導が行われている。また、伝え合う力の育成を重視し、発表・討論を積極的に取り入れた学習活動が行われている。

青少年教育施設では、社会性や協調性を育むため、自然体験や集団宿泊体験といった様々な体験活動の機会と場が提供されている。

警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催している。具体的な非行事例を題材にして直接子供に語り掛けることにより、子供自身の規範意識の向上を図り、非行防止に取り組んでいる。また、警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会である「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の涵養に努めている。この効果を更に向上させるため、警察庁では、文部科学省の後援を得るなどして、全国の中学生・高校生から募集した作文の中から選定した優秀作品の受賞者

を一堂に集め、表彰する「命の大切さを学ぶ教室コンクール」を平成23（2011）年度から開催している。

総務省は、子供のメディアリテラシー⁴を向上させるため、小学生・中学生・高校生用の教材を開発し、広く貸出しを行っている。また、ホームページ⁵にこの教材や小学校・中学校教員を対象とした授業実践パッケージを掲載し、提供している。

COLUMN No.2

長野県「通学合宿普及・啓発事業」～地域はみんなの宝島 こどもがまんなか みんなで「ずく」出し楽しもう!～

(*このキャッチコピーには「地域は、そこに住む全ての子供や大人にとっての大切なふるさと“宝島”。子供を真ん中にして、人と地域がつながり、皆で「ずく」を出して一緒に育ち合おう」との願いが込められている。なお、「ずく」とは「労力を惜しまず働くこと」の意。)

長野県では、地域の公民館・集会所・青少年施設・学校など宿泊可能な施設で、異年齢の子供たちが共同生活を行いながら通学する「通学合宿」を県内に広く普及させる事業に取り組んでいる。

この事業は、かつてのように家庭での子供の仕事がない現代に、異年齢集団での共同生活の機会を与え、衣・食・住といった生活体験を通じて、お互いの立場を理解し、自らの役割を認識して協力し合う心を育むとともに、基本的な生活習慣の確立や日常生活に必要な生活技能を習得し、子供の「社会力や生きる力の向上」を目的としている。

通学合宿では、子供たちが話し合いながら自ら炊事・洗濯を行うことから、自主性が涵養されるほか、一つ一つの家事を丁寧にやり遂げることを通じて、子供たちの中に成功体験が積み上げられ、自己肯定感も育まれる上に、普段接することの少ない異年齢の子供たちによる共同生活を通じて、コミュニケーション能力も自然と養われる。

また、地域の大人がスタッフとして参加するので、子供たちも地域の大人もお互いのきずなが深まるとともに、「地域の子供は地域で育てる」という意識も向上し、大人と子供ともに地域に対する愛着を深める効果も認められる。

長野県では、通学合宿を円滑に実施する手引きの作成や、スタッフとして参加する大人への研修等を通じて、本事業の普及・啓発を図っているが、平成25（2013）年度は県内14市町村で延べ23回の実施であったところ、平成26（2014）年度は25市町村で延べ43回実施され、本事業に取り組む市町村は増加しつつある。



大人と一緒に炊事

4 次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。

①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力

5 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html

(3) 体力の向上（文部科学省）

ア 地域社会での体力向上の取組の推進

第1部でみたとおり、子供の体力は、低下傾向に歯止めがかかってきているが、体力水準の高かった昭和60（1985）年頃と比較すると、依然として低い水準にある。子供の体力低下は将来的に国民全体の体力低下につながり、ひいては社会全体の活力が失われる事態が危惧される。

そのため、文部科学省は、子供の体力向上に向けた総合的な施策を推進しており⁶、「**全国体力・運動能力、運動習慣等調査**」⁷の結果を踏まえ、学校や地域における体力向上に向けた取組を推進している。平成25（2013）年度からは、学校や家庭、スポーツ団体といった地域社会全体が連携して行う子供の体力向上に向けた取組の定着を図るモデル事業を実施している。

イ 学校における体育・運動部活動の振興

学校の体育・保健体育は、心と体を一体としてとらえ、運動についての理解と合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てることをねらいとしている。

文部科学省は、中学校で必修とされている「武道」において、外部指導者の活用などによる安全かつ円滑な実施を推進している。平成27（2015）年度は、体育を担当する教員の資質向上や指導力の強化などにより、体育における武道を含めた領域の指導の充実を図る。運動部活動においても、体罰を根絶し適切な指導を行うため、指導者の資質向上を図るとともに、スポーツ医・科学などを活用した運動部活動指導体制の構築などを推進する。

2 多様な活動機会の提供

(1) 集団遊びの機会の確保（文部科学省、厚生労働省）

厚生労働省は、子供に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすること、自然を活かした遊びを通じて協調性、創造性、忍耐力を高めることを目的とする**児童館**⁸の整備を推進し、子供の集団遊びや異年齢児との交流の機会を確保している。平成25（2013）年10月1日現在、全国に4,598か所の児童館が設置されている。なお、児童館内などでは、子育て中の親子の相互交流や相談を行う「地域子育て支援拠点事業（連携型）」を実施している。

文部科学省と厚生労働省は、放課後の安全で健やかな居場所づくりを推進している。（詳細は、第2部第4章第1節3「放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり」を参照。）

(2) 読書活動の推進（文部科学省）

読書は、子供にとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものである。

文部科学省は、「**子どもの読書活動の推進に関する法律**」（平13法154）と「**子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次）**」（平成25年5月閣議決定）に基づき、子供の読書活動を推進している⁹。具体的には、

- ・学校、図書館、読書ボランティア団体などによる読書コミュニティの構築を促進するため、「子どもの読書活動推進ネットワークフォーラム」を全国各地で開催し、子供の読書活動を推進する諸施策に関する情報提供などを行っている。
- ・国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるため、**子ども読書の日**（4月23日）（**第2-2-4図**）に「**子どもの読書活動推進フォーラム**」を開催し、著名人による記念講演や、優れ

6 http://www.mext.go.jp/a_menu/05_c.htm

7 小学校5年生と中学校2年生全ての子供が対象。http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kodomo/zencyo/1266482.htm

8 「児童福祉法」（昭20法164）第40条に規定する児童厚生施設の1つ。

9 「子ども読書の情報館」ページ<http://www.kodomodokusyo.go.jp>